

## ○尼崎市都市公園条例

		昭和33年10月22日 条例第17号
改正	昭和35年7月25日条例第15号	昭和36年10月25日条例第24号
	昭和38年4月1日条例第23号	昭和38年10月19日条例第32号
	昭和39年4月1日条例第31号	昭和39年4月1日条例第34号
	昭和39年8月1日条例第45号	昭和40年10月2日条例第34号
	昭和41年4月1日条例第14号	昭和41年6月1日条例第22号
	昭和41年7月30日条例第23号	昭和42年3月23日条例第11号
	昭和42年5月24日条例第33号	昭和43年3月30日条例第8号
	昭和43年7月24日条例第31号	昭和43年12月20日条例第45号
	昭和44年3月29日条例第20号	昭和44年7月22日条例第39号
	昭和44年12月19日条例第50号	昭和45年3月31日条例第11号
	昭和46年3月26日条例第15号	昭和46年8月2日条例第24号
	昭和47年3月29日条例第13号	昭和47年10月9日条例第41号
	昭和47年12月23日条例第51号	昭和48年3月31日条例第27号
	昭和48年8月4日条例第40号	昭和48年12月20日条例第63号
	昭和49年3月30日条例第19号	昭和49年8月1日条例第39号
	昭和49年12月17日条例第72号	昭和50年3月24日条例第24号
	昭和50年12月23日条例第59号	昭和51年3月31日条例第31号
	昭和52年3月31日条例第24号	昭和53年2月20日条例第17号
	昭和55年3月31日条例第30号	昭和56年10月1日条例第39号
	昭和58年3月31日条例第21号	昭和58年10月8日条例第40号
	昭和60年3月15日条例第19号	昭和61年3月28日条例第19号
	昭和63年3月28日条例第14号	平成元年3月31日条例第24号
	平成3年2月25日条例第8号	平成4年3月31日条例第22号
	平成5年3月31日条例第29号	平成6年3月31日条例第9号
	平成9年3月27日条例第12号	平成9年12月24日条例第47号
	平成11年3月26日条例第17号	平成12年12月26日条例第54号
	平成17年3月30日条例第36号	平成17年10月25日条例第54号

		号
平成18年3月28日 条例第34号	平成19年3月28日 条例第26号	
平成19年12月25日 条例第60号	平成20年10月6日 条例第32号	
平成20年12月25日 条例第50号	平成21年3月30日 条例第14号	
平成21年12月18日 条例第44号	平成22年3月30日 条例第38号	
平成23年3月11日 条例第7号	平成23年10月24日 条例第29号	
平成24年3月28日 条例第33号	平成24年12月21日 条例第70号	
平成25年3月26日 条例第38号	平成27年12月17日 条例第55号	
平成28年3月28日 条例第38号	平成29年12月26日 条例第39号	
平成30年3月26日 条例第26号	平成31年3月25日 条例第23号	
令和4年3月9日 条例第12号	令和4年6月30日 条例第29号	
令和6年10月9日 条例第31号		

目次

第1章 総則(第1条)

第1章の2 公園の設置(第1条の2—第1条の4)

第2章 公園の管理(第2条—第15条の6)

第3章 雑則(第16条—第30条)

付則

第1章 総則

(この条例の趣旨)

**第1条** この条例は、都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)及び法に基づく命令に定めるもののほか、本市が設置する都市公園(法第2条第1項に規定する都市公園をいう。以下「公園」という。)の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(昭52条例24・平24条例70・一部改正)

第1章の2 公園の設置

(平24条例70・追加)

(公園の配置及び規模の基準)

**第1条の2** 法第3条第1項の条例で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 本市の区域内における公園の敷地面積の総計を当該区域内に居住している者の人数で除して得た面積が10平方メートル以上であり、かつ、本市の区域のうち都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項の規定による市街化区域の区域内における公園の敷地面積の総計を当該区域内に居住している者の人数で除して得た面積が5平方メートル以上であること。

(2) 公園は、次に掲げる公園の区分に応じ、当該アからエまでに定める基準に適合するように配置すること。

ア 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号。以下「政令」という。)第2条第1項第1号に規定する公園 同号に規定する者が容易に利用することができること。

イ 政令第2条第1項第2号に規定する公園 同号に規定する者が容易に利用することができること。

ウ 政令第2条第1項第3号に規定する公園 同号に規定する者が容易に利用すること

ができること。

エ 政令第2条第1項第4号に規定する公園 容易に利用することができること。

(3) 公園の敷地面積は、次に掲げる公園の区分に応じ、当該アからエまでに定める面積以上とすること。

ア 前号アに掲げる公園 0.25ヘクタール

イ 前号イに掲げる公園 2ヘクタール

ウ 前号ウに掲げる公園 4ヘクタール

エ 前号エに掲げる公園 その利用目的に応じた公園としての機能を十分に発揮することができるものと市長が認める面積

(4) 前2号に規定するもののほか、第2号アからエまでに掲げる公園の配置及び規模については、それぞれの公園の特質に応じて、本市の区域内における公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等の災害の防止に資するように考慮すること。

(5) 第2号アからエまでに掲げる公園以外の公園については、その設置目的に応じた公園としての機能を十分に発揮することができるものと市長が認める配置及び面積とすること。

2 市長は、土地の状況その他の事情に照らして必要があると認めるときは、前項に規定する基準を緩和することができる。

(平24条例70・追加)

(公園施設の設置の基準)

**第1条の3** 法第4条第1項の条例で定める割合は、100分の2とする。

2 法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、次のとおりとする。

(1) 政令第6条第1項第1号に該当する場合は、同号に規定する建築物に限り、当該建築物の建築面積の総計の公園の敷地面積に対する割合は100分の10以下とする。

(2) 政令第6条第1項第2号に該当する場合は、同号に規定する建築物に限り、当該建築物の建築面積の総計の公園の敷地面積に対する割合は100分の20以下とする。

(3) 政令第6条第1項第3号に該当する場合は、同号に規定する建築物に限り、当該建築物の建築面積の総計の公園の敷地面積に対する割合は100分の10以下とする。

(4) 政令第6条第1項第4号に該当する場合は、同号に規定する建築物に限り、当該建築物の建築面積の総計の公園の敷地面積に対する割合は100分の2以下とする。

3 法第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、政令第6条第6項に規定する建築物に限り、当該建築物の建築面積の総計の公園の敷地面積に対する割合は100分の10以下とする。

4 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第62条の7第1項の規定により読み替えて適用する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、政令第6条第7項に規定する建築物に限り、当該建築物の建築面積の総計の公園の敷地面積に対する割合は100分の10以下とする。

5 政令第8条第1項の条例で定める割合は、次の各号に掲げる公園の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

(1) 記念公園 100分の60

(2) 西向島公園 100分の90

(3) 芦原公園 100分の70

(4) 小田南公園 100分の70

(5) 前各号に掲げる公園以外の公園 100分の50

(平24条例70・追加、平30条例26・令4条例12・令4条例29・一部改正)

(移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準)

**第1条の4** 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第13条第1項の条例で定める基準(以下「移動等円滑化基準」という。)は、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第115号)に定める基準(当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。以下「省令基準」という。)のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、福祉のまちづくり条例(平成4年兵庫県条例第37号)第13条第1項に規定する特定施設整備基準が省令基準より厳しい基準を定めている場合は、移動等円滑化基準は、その厳しい基準に係る事項に限り、当該特定施設整備基準のとおりとする。

(平24条例70・追加)

## 第2章 公園の管理

(公園の区域の変更等に係る公告)

**第2条** 市長は、公園の区域を変更し、又は公園を廃止しようとするときは、当該公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域その他市長が必要と認める事項を公告しなければならない。

(平24条例70・追加)

(行為の制限)

**第3条** 公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 行商、募金、出店その他これらに類する行為
- (2) 業として写真又は映画等を撮影すること。
- (3) 興業を行うこと。
- (4) 競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しをすること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公園の全部又は一部を独占して利用すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他市長が指定する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。ただし、その変更しようとする事項が第8条の2各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

4 市長は、第1項各号に掲げる行為が次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、同項又は前項の許可をすることができる。

- (1) 公衆の公園の利用に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (2) 公の秩序、善良の風俗その他公益を害するおそれがあるとき。
- (3) 公園の施設又は設備、工作物その他の物件(以下「附属設備」という。)を汚損し、毀損し、又は滅失させるおそれがあるとき。

5 市長は、第1項又は第3項の許可に、公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(昭39条例45・昭52条例24・平23条例7・平25条例38・一部改正)

## 第4条 削除

(令6条例31)

(行為の禁止)

**第5条** 公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、第1号、第2号及び第5号から第8号までに掲げる行為に限り、あらかじめ市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (2) 土地の形質を変更すること。
- (3) 公園の施設若しくは附属設備を汚損し、毀損し、若しくは滅失させ、又はこれらのおそれがある行為
- (4) 鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告及びこれらに類するものを表示すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所へ車馬を乗り入れ、又はとめおくこと。
- (8) 公園をその用途以外に使用すること。
- (9) その他規則で定める行為

(昭36条例24・平23条例7・平25条例38・一部改正)

(許可の特例)

**第5条の2** 法第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の許可(以下「公園施設設置許可等」という。)を受けた者は、その公園施設設置許可等に係る事項については、第3条第1項若しくは第3項又は前条ただし書の許可を受けることを要しない。

(令6条例31・追加)

(利用の禁止又は制限)

**第6条** 市長は、公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合その他公園の管理のため必要があると認められる場合においては、公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて、公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(昭36条例24・一部改正)

(有料公園施設の供用日等)

**第6条の2** 有料公園施設(有料で利用させる公園施設で別表第1に掲げるものをいう。以下同じ。)の供用日及び供用時間は、規則で定める。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、有料公園施設の供用日若しくは供用時間を変更し、又は臨時に有料公園施設の全部若しくは一部の供用を停止することができる。

(令6条例31・追加)

(有料公園施設の利用の許可等)

**第7条** 有料公園施設を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可をしないことができる。

- (1) 公の秩序、善良の風俗その他公益を害するおそれがあるとき。
- (2) 公園の施設又は附属設備を汚損し、毀損し、又は滅失させるおそれがあるとき。
- (3) その他公園の管理上支障があるとき。

3 市長は、第1項の許可に、公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(昭39条例31・全改、昭52条例24・平23条例7・平25条例38・令6条例31・一部改正)

(駐車場に駐車させることができる車両)

**第7条の2** 駐車場(記念公園、小田南公園、尼崎城址公園、元浜緑地及び西武庫公園にこれらの公園の附属設備として設けられた駐車場をいう。以下同じ。)に駐車させることができる車両は、記念公園、小田南公園、元浜緑地及び西武庫公園に係るものにあつては道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)別表第1に掲げる普通自動車(以下「普通自動車」という。)並びに同表に掲げる小型自動車及び軽自動車(これらの自動車のうち2輪自動車(側車付2輪自動車を含む。))を除く。)(以下「普通自動車等」という。))と、尼崎城址公園に係るものにあつては普通自動車等(大型自動車(普通自動車のうち、長さが5メートルを、幅が2メートルを又は高さが2.5メートルを超えるものをいう。以下同じ。))を除く。))とする。

(令6条例31・追加)

(駐車許可)

**第7条の3** 大型自動車を駐車場(小田南公園、元浜緑地及び西武庫公園に係るものに限る。以下この条において同じ。)に駐車させようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可(以下「駐車許可」という。)をしないことができる。

- (1) 駐車場の収容可能台数を超えることとなるとき。
- (2) 駐車させようとする大型自動車が駐車場での駐車が困難な形体のものであるとき。
- (3) 駐車場の施設又は設備その他の物件を汚損し、毀損し、又は滅失させるおそれがあるとき。
- (4) その他駐車場の管理上支障があるとき。

(令6条例31・追加)

(公園施設の設置等の許可申請書の記載事項)

**第8条** 法第5条第1項の条例で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 公園施設を設けようとするときは、次に掲げる事項
  - ア 設置の目的
  - イ 設置の期間
  - ウ 設置の場所
  - エ 公園施設の構造
  - オ 公園施設の管理の方法
  - カ 工事実施の方法
  - キ 工事の着手及び完了の時期
  - ク 公園の復旧方法
  - ケ その他市長が指定する事項
- (2) 公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項
  - ア 管理の目的
  - イ 管理の期間
  - ウ 管理する公園施設
  - エ 管理の方法
  - オ その他市長が指定する事項
- (3) 許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項

2 法第6条第2項の条例で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 占用物件の管理方法
- (2) 工事実施の方法
- (3) 工事の着手及び完了の時期
- (4) 公園の復旧方法
- (5) その他市長が指定する事項  
(平17条例36・平23条例7・一部改正)

(法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更)

**第8条の2** 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次のとおりとする。

- (1) 占用物件の様態替えて、当該占用物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの
- (2) 占用物件に対する物件の添加で、その占有者がその占有の目的に付随して行うもの

(昭52条例24・追加、平23条例7・一部改正)

(設計書等)

**第9条** 公園施設の設置若しくは公園の占用の許可を受けようとする者又はそれらの許可を受けた事項の一部を変更しようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。

(使用料)

**第10条** 公園施設設置許可等を受けた者、第3条第1項又は第3項の許可を受けた者、第7条第1項の許可を受けた者(附属設備(別表第2(5)ウに掲げる附属設備に限る。)を利用する者を含む。)並びに駐車場(小田南公園に係るものを除く。)に係る駐車場許可利用者(駐車許可を受けた者をいう。以下同じ。)及び駐車場一般利用者(駐車場を利用する者(駐車場許可利用者を除く。)をいう。以下同じ。)は、同表に定める使用料を納付しなければならない。

2 駐車場(小田南公園に係るものに限る。)に係る駐車場許可利用者及び駐車場一般利用者は、別表第2(5)オに定める額の範囲内において規則で定める額の使用料を納付しなければならない。

(昭39条例45・平9条例12・平17条例36・平17条例54・平18条例34・平24条例33・平25条例38・令6条例31・一部改正)

(使用料の徴収の時期)

**第11条** 使用料(駐車場に係るものにあつては、駐車場許可利用者が納付すべきものに限る。)は、公園施設の設置若しくは管理、公園の占用、第3条第1項各号に掲げる行為若しくは有料公園施設の利用(以下「公園の使用」という。)又は許可対象駐車場(その利用について第7条の3第1項の規定により駐車許可を受けなければならないこととされる駐車場をいう。以下同じ。)の利用の許可の際に徴収する。ただし、市長が別に納期を定めたときは、この限りでない。

2 駐車場の使用料で駐車場一般利用者が納付すべきものは、駐車場一般利用者が車両を駐車場から出庫させる際に徴収する。

(昭41条例23・一部改正、昭51条例31・全改、平18条例34・平23条例7・平24条例33・平30条例26・令6条例31・一部改正)

(使用料の算定)

**第12条** 使用料の額が、年を単位として定められている場合において公園の使用の日数に1年未満の端数日数が生じるときは、月割計算により算出(この場合1月未満の日数は1月とする。)し、月を単位として定められている場合において公園の使用の日数に1月未満の端数日数が生じるときは、その月の日数に応じて日割計算により算出する。

2 使用の面積、時間又は長さが別表第2((5)エ及びオを除く。)に定める単位に満たない場合は、切り上げて計算する。

(平18条例34・平24条例33・令6条例31・一部改正)

(使用料の減免)

**第13条** 使用料は、国又は地方公共団体が公益上の目的で公園の使用をするとき、公園施設を市に寄付した者及びその関係者(これらの者のうち市長が適当と認める者に限る。)がその寄付に係る公園施設が設けられた公園に係る公園の使用をするときその他規則で定める特別の理由があるときは、これを減免することができる。

(昭38条例23・一部改正、昭51条例31・全改、令6条例31・一部改正)

(使用料の還付)

**第13条の2** 既納の使用料は、還付しない。ただし、規則で定める特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(昭39条例45・追加、昭51条例31・平23条例7・全改)

(保証人等)

**第14条** 市長は、公園の管理上必要があると認めるときは、法又はこの条例の規定による許可の際、保証人を立てさせ、又は市長が定める保証金を納付させることができる。

(平23条例7・一部改正)

(監督処分)

**第15条** 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、公園の原状への回復、公園からの退去その他の必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

(2) この条例の規定による許可の条件に違反した者

(3) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反した者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(1) 公園に関する工事を施行するためやむを得ない必要が生じた場合

(2) 公園の保全又は公衆の公園の利用に著しい支障が生じた場合

(3) 公園の管理上の理由以外に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

3 本市は、第1項又は前項の規定による処分を受けた者が、当該処分によって損害を受けても、その損害について賠償等の責任を負わない。

(平23条例7・平25条例38・一部改正)

(工作物等を保管した場合の公示事項)

**第15条の2** 法第27条第5項の条例で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 保管した工作物その他の物件又は施設(以下この章において「工作物等」という。)の名称又は種類、形状及び数量
- (2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却し、又は除却させた日時
- (3) その工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前各号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

(平17条例36・追加)

(工作物等を保管した場合の公示の方法)

**第15条の3** 法第27条第5項の規定による公示は、前条各号に掲げる事項を、工作物等の保管を始めた日から起算して14日間、当該工作物等が放置されていた場所に掲示する方法により行うものとする。

2 市長は、法第27条第4項の規定により保管した工作物等のうち特に貴重と認められるものについて、前項に規定する掲示の期間を経過してもなお当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者(第15条の6において「所有者等」という。)の氏名及び住所を知ることができないときは、前条各号に掲げる事項を告示し、又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載しなければならない。

3 市長は、前2項に規定する方法による公示を行うとともに、前条各号に掲げる事項を記載した保管工作物等一覧簿を作成し、市長が定める場所に備え置き、一般の閲覧に供しなければならない。

(平17条例36・追加)

(工作物等の価額の評価の方法)

**第15条の4** 法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案して行うものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(平17条例36・追加)

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

**第15条の5** 法第27条第6項の規定による保管した工作物等の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいない工作物等その他競争入札に付することが適当でないと認められる工作物等については、随意契約により売却することができる。

(平17条例36・追加)

(工作物等を返還する場合の手続)

**第15条の6** 市長は、法第27条第4項の規定により保管した工作物等(同条第6項の規定により売却した代金を含む。以下この条において同じ。)を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受けようとする者にその者が当該工作物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させたうえ、受領書と引換えに返還するものとする。

(平17条例36・追加)

### 第3章 雑則

(届出)

**第16条** 次の各号に掲げる者は、当該者の区分に応じ、当該各号に定める場合に該当するときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 公園施設設置許可等を受けた者 公園施設の設置若しくは公園の占用に関する工事を完了し、公園施設の設置若しくは管理若しくは公園の占用を廃止し、又は法第10条第1項の規定により公園を原状に回復したとき。
- (2) 法第27条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する措置を命ぜられた者 当該措置に係る工事を完了したとき。

(3) 第15条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する措置を命ぜられた者当該措置に係る工事を完了したとき。

(4) 公園を構成する土地物件に係る所有権の移転又は抵当権の設定若しくは移転を行った者 これらの行為を行ったとき。

(平17条例36・平25条例38・一部改正、令6条例31・全改)

(罰則)

**第17条** 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、50,000円以下の過料を科する。

(1) 第3条第1項又は第3項の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をした者

(2) 第5条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者

(3) 第15条第1項又は第2項の規定による市長の命令に違反した者

(昭39条例45・平17条例36・一部改正)

**第18条** 偽りその他不正な手段により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた額の5倍に相当する額以下の過料を科する。

**第19条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するのほか、その法人又は人に対して各本条の過料を科する。

**第20条** 法第5条の3の規定により市長に代わってその権限を行う者は、第17条から前条までの規定の適用については、市長とみなす。

(昭52条例24・追加、平17条例36・旧第19条の2繰下・一部改正)

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

**第21条** 第2条から前条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

(昭52条例24・一部改正、平17条例36・旧第20条繰下・一部改正)

(特定公園の管理)

**第22条** 記念公園、橘公園、中央公園、西向島公園、猪名川公園、小田南公園及び尼崎城址公園(以下「特定公園」という。)の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体(以下「法人等」という。)であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(平17条例54・追加、平20条例32・平23条例29・平30条例26・令4条例29・一部改正)

(指定管理者の指定の申請)

**第23条** 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、規則で定めるところにより、指定管理者指定申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(平17条例54・追加)

(指定管理者の選定)

**第24条** 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その申請の内容を次の各号に掲げる基準に照らして審査し、特定公園の管理を行わせるに最適な法人等を、指定管理者の指定を受けるべきものとして選定するものとする。

(1) 市民の平等な利用が確保されること。

(2) 特定公園の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 特定公園の管理を安定して行う能力を有していること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、特定公園の設置目的を達成するために十分な能力を有していること。

(平17条例54・追加、平20条例32・平23条例29・平30条例26・一部改正)

(指定管理者の指定等の公告)

**第25条** 市長は、前条の規定により選定した法人等を指定管理者に指定したときは、その旨を公告するものとする。地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

(平17条例54・追加)

(指定管理者が行う業務の範囲)

**第26条** 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 特定公園においてする行為(第3条第1項各号並びに第5条第5号及び第7号に掲げる行為に限る。)並びに特定公園に係る有料公園施設及び許可対象駐車場の利用の許可及びその取消しその他特定公園の利用(公園施設の設置及び管理並びに公園の占用を除く。次号において同じ。)に関する事。
- (2) 特定公園の利用に係る使用料(小田南公園にあつては、その利用に係る第28条第1項に規定する利用料金)の徴収、減免及び還付に関する事。
- (3) 特定公園の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他市長が必要と認める業務

(平17条例54・追加、平20条例32・平23条例7・平25条例38・令6条例31・一部改正)

(指定管理者が行う管理の基準)

**第27条** 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定に従い、特定公園の管理を行わなければならない。

(平17条例54・追加、平20条例32・一部改正)

(利用料金)

**第28条** 第22条の規定により指定管理者に小田南公園の管理を行わせる場合においては、小田南公園においてする行為に係る第3条第1項又は第3項の許可を受けた者、小田南公園に係る有料公園施設の利用に係る第7条第1項の許可を受けた者(附属設備(別表第2(5)ウに掲げる附属設備に限る。))を利用する者を含む。)並びに駐車場(小田南公園に係るものに限る。)に係る駐車場許可利用者及び駐車場一般利用者は、これらに係る料金(以下「利用料金」という。)を当該管理に係る指定管理者に支払わなければならない。

- 2 利用料金は、指定管理者の収入とする。
- 3 利用料金の額は、別表第2(4)並びに(5)ア、ウ及びオに定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。
- 4 利用料金を徴収する時期は、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。当該時期を変更しようとするときも、同様とする。
- 5 第13条及び第13条の2の規定は、利用料金について準用する。

(令6条例31・追加)

(指定管理者による供用日の変更等)

**第29条** 第22条の規定により指定管理者に小田南公園の管理を行わせる場合においては、当該管理に係る指定管理者は、必要があると認めるときは、第6条の2の規定にかかわらず、あらかじめ市長の承認を得て、小田南公園に係る有料公園施設の供用日若しくは供用時間を変更し、又は臨時に当該有料公園施設の全部又は一部の供用を停止することができる。

(令6条例31・追加)

(委任)

**第30条** この条例に定めるもののほか、公園の設置及び管理について必要な事項は、規則で定める。

(昭53条例17・一部改正、平17条例54・旧第22条線下、平23条例7・旧第28条線下・一部改正、平24条例70・一部改正、平25条例38・旧第29条線下、令6条例31・旧第28条線下)

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(旧条例の廃止)
- 2 尼崎市公園使用料条例(昭和27年尼崎市条例第11号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。  
(経過規定)

- 3 この条例の施行の際現に権原に基いて公園において第3条第1項各号に掲げる行為をしている者は、その権原に基いてなお当該行為をすることができるものとされている期間、従前と同様の条件により、当該行為をすることについて第3条第1項の許可を受けたものとみなす。
- 4 この条例の施行の際旧条例に基いて有料公園施設の利用の許可を受けている者は、第7条第2項の利用の許可を受けたものとみなす。
- 5 この条例の施行の際旧条例によってこの条例の施行日以後の使用料を納付している者は、第10条の使用料を納付したものとみなす。
- 6 この条例の施行の際旧条例によって、原状回復、退去等を命ぜられている者は、第15条の規定により必要な措置を命ぜられたものとみなす。  
(指定管理者の選定の特例等)
- 7 第23条及び第24条の規定にかかわらず、市長は、当分の間、記念公園の管理について、尼崎市都市公園条例の一部を改正する条例(平成20年尼崎市条例第50号)の公布の際現に指定管理者として有料公園施設(市民プールを除く。)の管理を行っている者を、引き続き指定管理者の指定を受けるべきものとして選定することができる。  
(平20条例50・追加、令6条例31・一部改正)
- 8 第23条及び第24条の規定にかかわらず、市長は、当分の間、小田南公園の管理について、小田南公園に係る公園施設を市に寄付した者及びその関係者(これらの者をその構成員とする共同事業体(2以上の法人等によって構成される法人等をいう。)を含む。)で同条各号に掲げる基準に照らして適当と認められるものを、指定管理者の指定を受けるべきものとして選定することができる。  
(令6条例31・追加)
- 9 市長は、前2項の規定により選定する場合は、指定管理者の指定を受けようとする者に指定管理者指定申請書及び事業計画書その他規則で定める書類を提出させるものとする。  
(平20条例50・追加、令6条例31・旧第8項繰下・一部改正)
- 10 付則第7項の規定により市長が選定した場合においては、第25条中「前条」とあるのは、「付則第7項」として、同条の規定を適用する。  
(平20条例50・追加、令6条例31・旧第9項繰下・一部改正)
- 11 付則第8項の規定により市長が選定した場合においては、第25条中「前条」とあるのは、「付則第8項」として、同条の規定を適用する。  
(令6条例31・追加)
- 付 則(昭和35年7月25日条例第15号)  
この条例は、昭和35年8月1日から施行する。
- 付 則(昭和36年10月25日条例第24号)  
この条例は、公布の日から施行する。
- 付 則(昭和38年4月1日条例第23号)  
(施行期日)
- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例施行の際、この条例による改正前の尼崎市都市公園条例の規定に基づいてこの条例施行の日以後の使用料を納付している者は、改正後のこの条例の規定に基づく使用料を納付したものとみなす。  
付 則(昭和38年10月19日条例第32号)抄  
(施行期日)
- 1 この条例は、昭和38年11月15日から施行する。  
付 則(昭和39年4月1日条例第31号)  
この条例は、昭和39年4月1日から施行する。  
付 則(昭和39年4月1日条例第34号)  
この条例は、昭和39年4月1日から施行する。  
付 則(昭和39年8月1日条例第45号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例施行の際、この条例による改正前の尼崎市都市公園の設置及び管理に関する条例の規定に基づいてこの条例施行の日以後の使用料を納付している者は、改正後のこの条例の規定に基づく使用料を納付したものとみなす。

付 則(昭和40年10月2日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和41年4月1日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和41年6月1日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和41年7月30日条例第23号)

この条例は、昭和41年7月30日から施行する。ただし、第11条及び別表第2に係る改正規定は、同年8月1日から施行する。

付 則(昭和42年3月23日条例第11号)

この条例は、昭和42年4月1日から施行する。

付 則(昭和42年5月24日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和43年3月30日条例第8号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和43年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、この条例による改正前の尼崎市都市公園の設置及び管理に関する条例の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の使用料を納付している者は、改正後のこの条例の規定に基づく使用料を納付したものとみなす。

付 則(昭和43年7月24日条例第31号)

この条例は、昭和43年8月1日から施行する。

付 則(昭和43年12月20日条例第45号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和44年3月29日条例第20号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和44年4月1日から施行する。ただし、別表第1(2)及び別表第2(5)に係る改正規定は、規則で定める日から施行する。

(昭和44年7月22日規則49で、北雁替公園及び二本松公園市民プールに係る改正規定の施行期日は、北雁替公園市民プールについては昭和44年8月5日、二本松公園市民プールについては昭和44年8月15日・昭和45年4月1日規則19で、別表第1(2)及び別表第2(5)に係る改正規定中南の口公園市民プール及び園田公園市民プールに係る改正規定の施行期日は、昭和45年6月20日)

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、この条例による改正前の尼崎市都市公園の設置及び管理に関する条例の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の使用に係る使用料を納付している者は、この条例による改正後の尼崎市都市公園の設置及び管理に関する条例の規定に基づく使用料を納付したものとみなす。

付 則(昭和44年7月22日条例第39号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、この条例による改正前の尼崎市都市公園の設置及び管理に関する条例の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の使用に係る使用料を納付している者

は、この条例による改正後の尼崎市都市公園の設置及び管理に関する条例の規定に基づく使用料を納付したものとみなす。

付 則 (昭和44年12月19日条例第50号)

この条例は、昭和45年1月1日から施行する。

付 則 (昭和45年3月31日条例第11号)

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

付 則 (昭和46年3月26日条例第15号)

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。ただし、別表第1(2)有料公園施設及び別表第2(5)有料公園施設を利用する場合アに係る改正規定は、規則で定める日から施行する。

(昭和46年7月13日規則50で、昭和46年7月18日から施行)

付 則 (昭和46年8月2日条例第24号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の尼崎市都市公園の設置及び管理に関する条例の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の記念公園野球場及び庭球場の午後6時から午後9時までの使用に係る使用料を納付している者は、この条例による改正後の尼崎市都市公園の設置及び管理に関する条例の規定に基づく記念公園野球場及び庭球場の午後6時から午後9時までの使用に係る使用料を納付したものとみなす。

付 則 (昭和47年3月29日条例第13号)

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

付 則 (昭和47年10月9日条例第41号)

この条例は、昭和47年10月16日から施行する。

付 則 (昭和47年12月23日条例第51号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和48年3月31日条例第27号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和48年4月1日から施行する。ただし、別表第1(1)に係る改正規定中塚口北公園、名和公園及び西武庫南公園に係る改正部分は、規則で定める日から施行する。

(昭和48年7月31日規則58で、昭和48年8月1日から施行)

(経過措置)

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の尼崎市都市公園の設置及び管理に関する条例の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の占用の期間に係る使用料を納付している者は、この条例による改正後の尼崎市都市公園の設置及び管理に関する条例の規定に基づく使用料を納付したものとみなす。

付 則 (昭和48年8月4日条例第40号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和48年8月20日規則68で、昭和48年8月21日から施行)

付 則 (昭和48年12月20日条例第63号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(小中島公園、西武庫北公園、西駄公園及び小田北公園に係る改正規定は、昭和49年7月1日規則62で、昭和49年7月1日、富松北公園、高倉公園、北大物公園及び中の池公園に係る改正規定は、昭和50年1月31日規則3で、昭和50年2月1日から施行)

付 則 (昭和49年3月30日条例第19号)

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

付 則 (昭和49年8月1日条例第39号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和49年9月14日規則89で、昭和49年9月17日から施行)

付 則 (昭和49年12月17日条例第72号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和50年3月24日条例第24号)

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

付 則(昭和50年12月23日条例第59号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和51年3月31日条例第31号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、この条例による改正前の尼崎市都市公園の設置及び管理に関する条例の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の公園の使用に係る使用料を納付している者は、この条例による改正後の尼崎市都市公園の設置及び管理に関する条例の規定に基づく使用料を納付したものとみなす。

付 則(昭和52年3月31日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和53年2月20日条例第17号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、この条例による改正前の尼崎市都市公園条例の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の使用に係る使用料を納付している者は、当該使用料に相当する期間中は、この条例による改正後の尼崎市都市公園条例の規定に基づく使用料を納付したものとみなす。

付 則(昭和55年3月31日条例第30号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、この条例による改正前の尼崎市都市公園条例の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の使用に係る使用料を納付している者は、当該使用料に相当する期間中は、この条例による改正後の尼崎市都市公園条例の規定に基づく使用料を納付したものとみなす。

付 則(昭和56年10月1日条例第39号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、この条例による改正前の尼崎市都市公園条例の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の使用に係る使用料を納付している者は、当該使用料に相当する期間中は、この条例による改正後の尼崎市都市公園条例の規定に基づく使用料を納付したものとみなす。

付 則(昭和58年3月31日条例第21号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、この条例による改正前の尼崎市都市公園条例の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の使用に係る使用料を納付している者は、当該使用料に相当する期間中は、この条例による改正後の尼崎市都市公園条例の規定に基づく使用料を納付したものとみなす。

付 則(昭和58年10月8日条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和60年3月15日条例第19号)

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

付 則(昭和61年3月28日条例第19号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、この条例による改正前の尼崎市都市公園条例の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の使用に係る使用料を納付している者は、当該使用料に相当する期間中は、この条例による改正後の尼崎市都市公園条例の規定に基づく使用料を納付したものとみなす。

付 則(昭和63年3月28日条例第14号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和63年4月1日から施行する。ただし、別表第2(5)イ付属設備の使用料の改正規定中補助陸上競技場(運動広場)夜間照明設備及び野球場夜間照明設備に係る改正部分は、昭和64年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、この条例による改正前の尼崎市都市公園条例の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の利用に係る使用料を納付している者は、この条例による改正後の尼崎市都市公園条例の規定に基づく使用料を納付したものとみなす。

付 則(平成元年3月31日条例第24号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、この条例による改正前の尼崎市都市公園条例の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の使用に係る使用料を納付している者は、当該使用料に相当する期間中は、この条例による改正後の尼崎市都市公園条例の規定に基づく使用料を納付したものとみなす。

付 則(平成3年2月25日条例第8号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成3年9月17日規則42で、平成3年10月1日から施行)

付 則(平成4年3月31日条例第22号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、この条例による改正前の尼崎市都市公園条例の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の使用に係る使用料を納付している者は、当該使用料に相当する期間中は、この条例による改正後の尼崎市都市公園条例の規定に基づく使用料を納付したものとみなす。

付 則(平成5年3月31日条例第29号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成5年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、この条例による改正前の尼崎市都市公園条例の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の利用に係る使用料を納付している者は、この条例による改正後の尼崎市都市公園条例の規定に基づく使用料を納付したものとみなす。

付 則(平成6年3月31日条例第9号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

付 則(平成9年3月27日条例第12号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成9年4月17日規則24で、平成9年4月18日から施行)

付 則(平成9年12月24日条例第47号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、この条例による改正前の尼崎市都市公園条例の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の使用に係る使用料を納付している者は、当該使用料に相当する期間中は、この条例による改正後の尼崎市都市公園条例の規定に基づく使用料を納付したものとみなす。

付 則 (平成11年3月26日条例第17号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の尼崎市都市公園条例別表第2(5)イの規定は、平成11年7月1日以後の利用に係る付属設備の使用料について適用し、同日前の利用に係る付属設備の使用料については、なお従前の例による。

付 則 (平成12年12月26日条例第54号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際この条例による改正前の尼崎市都市公園条例の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の利用に係る使用料を納付している者は、この条例による改正後の尼崎市都市公園条例の規定に基づく使用料を納付したものとみなす。

付 則 (平成17年3月30日条例第36号)

改正 平成17年10月25日条例第54号

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第17条の改正規定及び付則第3項の規定は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の尼崎市都市公園条例第21条の規定によりその管理を委託している有料公園施設については、平成18年3月31日までの間は、なお従前の例による。

(平17条例54・一部改正)

- 3 付則第1項ただし書に規定する規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

付 則 (平成17年10月25日条例第54号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、公布の日から施行する。

(1)・(2) 略

(3) 第3条中尼崎市都市公園条例の目次の改正規定、同条例第22条を同条例第28条とする改正規定、同条例第21条の次に6条を加える改正規定(第23条から第25条までに係る部分に限る。)並びに同条例別表第1及び別表第2の改正規定

(4)～(23) 略

(24) 次項から付則第4項までの規定

(選定の特例)

- 2 (略)、第3条の規定による改正後の尼崎市都市公園条例第22条に規定する有料公園施設、(略)については、この条例の公布の際現に地方自治法の一部を改正する法律(平成15年法律第81号)附則第2条の規定に基づきそれぞれの公の施設の管理を受託している者を、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)の指定を受けるべきものとして選定することができる。

- 3 市長(尼崎市立社会体育施設にあっては、教育委員会。以下同じ。)は、前項の規定により選定をする場合は、指定管理者の指定を受けようとするものをして指定管理者指定

申請書及び事業計画書その他市長が別に定める書類を提出させるものとする。

(尼崎市立地区会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例等の一部改正)

- 4 次の各号に掲げる条例の規定中「地方自治法の一部を改正する法律(平成15年法律第81号)附則第2条に規定する日」を「平成18年3月31日」に改める。

(1)～(4) 略

- (5) 尼崎市都市公園条例の一部を改正する条例(平成17年尼崎市条例第36号)付則第2項

付 則(平成18年3月28日条例第34号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第10条、第11条、第12条第2項及び別表第2(5)に係る部分に限る。)の改正規定は、平成18年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から平成19年3月31日までの間における公園の占用に対するこの条例による改正後の尼崎市都市公園条例(以下「改正後の条例」という。)別表第2(3)の規定の適用については、同表(3)中「3,624円」とあるのは「3,462円」と、「1,824円」とあるのは「1,752円」と、「2,472円」とあるのは「2,346円」と、「1,212円」とあるのは「1,146円」と、「1,236円」とあるのは「1,188円」と、「504円」とあるのは「474円」と、「744円」とあるのは「708円」と、「996円」とあるのは「942円」と、「1,488円」とあるのは「1,434円」と、「1,980円」とあるのは「1,890円」と、「2,220円」とあるのは「2,130円」と、「2,712円」とあるのは「2,586円」と、「252円」とあるのは「240円」とする。

- 3 この条例の施行の際この条例による改正前の尼崎市都市公園条例の規定に基づいて施行日以後の公園の占用に係る使用料を納付している者は、当該使用料に相当する期間中は、改正後の条例の規定に基づく使用料(改正後の条例別表第2(3)に掲げる占用物件のうち前項の規定による使用料の読替えの対象となるものによる施行日以後の公園の占用に係る使用料を納付している者にあつては、同項の規定による読替え後の改正後の条例(以下「読替え後の条例」という。)の規定に基づく使用料)を納付したものとみなす。

- 4 平成19年3月31日までに読替え後の条例の規定に基づいて同年4月1日以後の公園の占用に係る使用料を納付している者は、当該使用料に相当する期間中は、改正後の条例の規定に基づく使用料を納付したものとみなす。

付 則(平成19年3月28日条例第26号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

付 則(平成19年12月25日条例第60号)

この条例は、平成20年1月1日から施行する。

付 則(平成20年10月6日条例第32号)

- この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第24条の改正規定は、公布の日から施行する。

付 則(平成20年12月25日条例第50号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成21年3月30日条例第14号)

この条例は、平成21年5月1日から施行する。

付 則(平成21年12月18日条例第44号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成22年3月30日条例第38号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際この条例による改正前の尼崎市都市公園条例の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の利用に係る使用料を納付している者は、この条例による改正後の尼崎市都市公園条例の規定に基づく使用料を納付したものとみなす。

付 則(平成23年3月11日条例第7号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

付 則(平成23年10月24日条例第29号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

付 則(平成24年3月28日条例第33号)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際この条例による改正前の尼崎市都市公園条例の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の公園の占用に係る使用料を納付している者は、当該使用料に相当する期間中は、この条例による改正後の尼崎市都市公園条例の規定に基づく使用料を納付したものとみなす。

付 則(平成24年12月21日条例第70号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

付 則(平成25年3月26日条例第38号)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際この条例による改正前の尼崎市都市公園条例の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の有料公園施設(市民プール及び分区園を除く。以下同じ。)の利用に係る使用料を納付している者で、その納付の際本市内に住所を有していない者(本市内に存する学校等に通学し、又は本市内に勤務場所を有している者を除く。)(法人にあっては本市内に事務所又は事業所を有していないもの、その他の団体にあっては市長が別に定めるもの)は、この条例による改正後の尼崎市都市公園条例の規定に基づく有料公園施設の利用に係る使用料を納付したものとみなす。

付 則(平成27年12月17日条例第55号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

付 則(平成28年3月28日条例第38号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際この条例による改正前の尼崎市都市公園条例の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の猪名川公園のテニスコート(以下「テニスコート」という。)の利用に係る使用料を納付している者は、この条例による改正後の尼崎市都市公園条例の規定に基づくテニスコートの利用に係る使用料を納付したものとみなす。

付 則(平成29年12月26日条例第39号)

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際この条例による改正前の尼崎市都市公園条例の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の公園の使用に係る使用料を納付している者は、当該使用料に相当する期間中は、この条例による改正後の尼崎市都市公園条例の規定に基づく使用料を納付したものとみなす。

付 則(平成30年3月26日条例第26号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、当該号に定める日から施行する。

(1) 第1条中別表第2(5)エの表の改正規定及び次項の規定 平成30年7月1日

(2) 第2条の規定 規則で定める日

(平成30年11月2日規則第63号で、平成31年3月29日から施行)

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の尼崎市都市公園条例別表第2(5)エの規定は、平成30年7月1日以後の駐車場の利用について適用し、同日前の駐車場の利用については、なお従前の例による。

(尼崎市指定管理者選定委員会条例の一部改正)

- 3 尼崎市指定管理者選定委員会条例(平成25年尼崎市条例第56号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

付 則(平成31年3月25日条例第23号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の尼崎市都市公園条例(以下「改正後の条例」という。)別表第2(5)ウに掲げる記念公園の総合体育館の付属設備(メイン・アリーナ冷暖房設備(暖房設備に係るものに限る。))及び仮設ステージを除く。)の利用に係る使用料の徴収及び還付の手続は、この条例の施行前においても、改正後の条例及び改正後の条例に基づく規則の規定の例により行うことができる。この場合において、同表(5)ウ中「13,000円」とあるのは「10,000円」と、「2,000円」とあるのは「1,650円」とする。

付 則(令和4年3月9日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(令和4年6月30日条例第29号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、(中略)次項から付則第7項までの規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 中央公園及び尼崎城址公園に係る指定管理者(第1条の規定による改正後の尼崎市都市公園条例(以下この項において「改正後の条例」という。)第22条に規定する指定管理者をいう。)の指定に関する手続は、この条例の施行前においても、改正後の条例及び改正後の条例に基づく規則の規定の例により行うことができる。

(委任)

- 7 付則第2項から前項までに規定するもののほか、この条例の施行について必要な経過措置は、市長が定める。

付 則(令和6年10月9日条例第31号)

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、付則の改正規定及び付則第3項から第5項までの規定は、公布の日から施行する。

(令和7年2月21日規則第1号で、令和7年2月24日(尼崎市都市公園条例(昭和33年尼崎市条例第17号)目次の改正規定、同条例第27条の次に2条を加える改正規定(第29条に係る部分に限る。))、同条例別表第2(5)ア(ア)の表小田南公園の項の改正規定及び同条例別表第2(5)ウの表小田南公園の項の改正規定並びに付則第2項の規定にあっては、同年3月1日)から施行)

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の尼崎市都市公園条例(以下「改正後の条例」という。)別表第2(5)ア(ア)の表小田南公園の項及び改正後の条例別表第2(5)ウの表小田南公園の項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の小田南公園に係る有料公園施設等(改正後の条例第6条の2に規定する有料公園施設(以下「有料公園施設」という。))及び付属設備(改正後の条例別表第2(5)ウに掲げる付属設備に限る。)をいう。以下同じ。)の利用に係る使用料について適用し、施行日前の小田南公園に係る有料公園施設等の利

用に係る使用料については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 施行日以後の小田南公園に係る有料公園施設の利用に係る改正後の条例第7条第1項の許可及び改正後の条例第7条の3第2項に規定する駐車許可に関する手続、利用料金(改正後の条例第28条第1項に規定する利用料金をいう。以下同じ。)の徴収、減免及び還付の手続、利用料金の額及び利用料金を徴収する時期の承認の手続並びに小田南公園に係る有料公園施設の供用日及び供用時間の変更並びに供用停止の承認の手続は、この条例の施行前においても、改正後の条例及び改正後の条例に基づく規則の規定の例により行うことができる。

(委任)

- 4 前2項に規定するもののほか、この条例の施行について必要な経過措置は、市長が定める。

(尼崎市指定管理者選定委員会条例の一部改正)

- 5 尼崎市指定管理者選定委員会条例(平成25年尼崎市条例第56号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

**別表第1**

(昭35条例15・昭36条例24・昭38条例23・一部改正、昭39条例31・全改、昭39条例34・昭39条例45・昭40条例34・昭41条例14・昭41条例22・昭41条例23・昭42条例11・昭42条例33・昭43条例8・昭43条例31・昭43条例45・昭44条例20・昭44条例50・昭45条例11・昭46条例15・昭47条例13・昭47条例41・昭47条例51・昭48条例27・昭48条例63・昭49条例19・昭49条例72・昭50条例24・昭50条例59・昭51条例31・昭52条例24・昭58条例21・昭58条例40・昭63条例14・平17条例54・平21条例14・平21条例44・平24条例33・平30条例26・一部改正)

公園名	施設の名称
記念公園	総合体育館、陸上競技場、補助陸上競技場(運動広場)、野球場、テニスコート
橘公園	軟式野球場
小田南公園	軟式野球場
西向島公園	軟式野球場
猪名川公園	軟式野球場、テニスコート
芦原公園	市民プール
北雁替公園	市民プール
西武庫公園	分区園
尼崎城址公園	尼崎城天守

**別表第2**

(昭35条例15・昭36条例24・昭38条例23・昭38条例32・昭39条例45・昭41条例23・昭42条例11・昭43条例8・昭43条例31・昭44条例20・昭44条例39・昭45条例11・昭46条例15・昭46条例24・昭48条例27・昭48条例40・昭49条例39・一部改正、昭51条例31・全改、昭53条例17・昭55条例30・昭56条例39・昭58条例21・昭58条例40・昭60条例19・昭61条例19・昭63条例14・平元条例24・平3条例8・平4条例22・平5条例29・平6条例9・平9条例12・平9条例47・平11条例17・平12条例54・平17条例54・平18条例34・平19条例26・平19条例60・平21条例14・平21条例44・平22条例38・平24条例33・平25条例38・平27条例55・平28条例38・平29条例39・平30条例26・平31条例23・令6条例31・一部改正)

- (1) 公園施設を設ける場合 占用面積1平方メートルにつき1月 620円  
 (2) 公園施設を管理する場合 占用面積1平方メートルにつき1月 1,240円  
 (3) 公園を占用する場合

占用物件	使用料
------	-----

		単位	金額
1 柱類	電柱並びにその支柱、支線柱及び支線	1本につき1年	4,644円
	電話柱(電柱であるものを除く。)並びにその支柱、支線柱及び支線		2,412円
	その他のもの		4,644円以内でその都度市長が定める額
2 送電塔その他これに類するもの		占有面積1平方メートルにつき1年	3,444円
3 変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年	4,164円
4 郵便差出箱及び信書便差出箱		1個につき1年	1,548円
5 変圧器	地上に設けるもの	1個につき1年	1,692円
	地下に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	1,548円
6 地下埋設物	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	120円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		156円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		240円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		312円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		468円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		624円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		1,092円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,548円
	外径が1メートル以上のもの		3,096円
7 鉄道、軌道その他これらに類するもの		占有面積1平方メートルにつき1年	3,444円
8 日よけ、雨よけその他これらに類するもの		占有面積1平方メートルにつき1月	129円
9 地下室、マンホールその他これらに類するもの		占有面積1平方メートルにつき1年	3,444円
10 標識及び標柱類	乗合自動車停留所のもの	1本につき1年	2,244円
	その他のもの		3,444円
11 工事用施設	土地上に設ける板囲い又は足場、詰所、材料置場、駐車施設その他これらに類するもの	占有面積1平方メートルにつき1月	536円
	上空に設ける足場又は養生棚		242円
12 その他のもの		占有面積1平方メートル又は長さ1メートルにつき1月	536円以内でその都度市長が定める額

(4) 第3条第1項各号に掲げる行為をする場合

行為	単位	金額
行商、募金、出店等を行うとき。	占有面積1平方メートルにつき1日	632円
業として写真を撮影するとき。	写真機1台につき1日	2,180円
業として映画等を撮影するとき。	1箇所につき1日	8,778円
興行を行うとき。	占有面積1平方メートルにつき1日	42円
競技会、展示会、博覧会、集会等を行うとき。	占有面積1平方メートルにつき1日	8円
その他公園の全部又は一部を独占して利用するとき。	占有面積1平方メートルにつき1日	18円

(5) 有料公園施設等を利用する場合

ア 有料公園施設(分区園を除く。)の使用料

(ア) 営利、営業を目的とせず、かつ、入場料を徴収しない場合

公園名	施設の使用区分		使用料			
			専用使用料		個人使用料	
			単位	金額		
記念公園	総合体育館	メイン・アリーナ	全面使用	午前	12,300円	
			午前1時間	4,100円		
			午後	20,800円		
			午後1時間	5,200円		
			夜間	20,100円		
			夜間1時間	6,700円		
			終日	61,000円		
			2分の1面使用	午前	6,150円	
			午前1時間	2,050円		
		午後	10,400円			
		午後1時間	2,600円			
		夜間	10,050円			
		夜間1時間	3,350円			
		3分の1面使用	午前	4,200円		
		午前1時間	1,400円			
		午後	7,000円			
		午後1時間	1,750円			
		夜間	6,750円			
		夜間1時間	2,250円			
		サブ・アリーナ	全面使用	午前	5,700円	
				午前1時間	1,900円	

リ ー ナ		午後	9,200円	
		午後1時 間	2,300円	
		夜間	8,100円	
		夜間1時 間	2,700円	
		終日	26,100円	
		2分の1面使用	午前	
		午前1時 間	950円	
		午後	4,600円	
		午後1時 間	1,150円	
		夜間	4,050円	
		夜間1時 間	1,350円	
	格 技 室	全面使用	1時間	
2分の1面使用		1時間	750円	
EXスタジオ		1時間	1,750円	
弓道場		1時間	650円	1時間につき 一般、学生 110円 生徒、児童 40円
トレーニング室(体力測定室 を含む。)				1回に1月につ つき 一般、学 400円 4,000円 生 高等学 100円 1,000円 校(これ に準ず る学校 及び中 等教育 学校の 後期課 程を含 む。)の 生徒 中学校 60円 600円 (これに 準ずる 学校並 びに義 務教育 学校の 後期課 程及び 中等教 育学校

					の前期 課程を 含む。)の 生徒、 児童
	スポーツサウナ				1回につき 350円
研修室	全面使用	午前	4,000円		
		午後	5,400円		
		夜間	6,000円		
	4分の3面使用	午前	3,000円		
		午後	4,050円		
		夜間	4,500円		
	2分の1面使用	午前	2,000円		
		午後	2,700円		
		夜間	3,000円		
	4分の1面使用	午前	1,000円		
		午後	1,350円		
		夜間	1,500円		
第1会議室	午前	700円			
	午後	900円			
	夜間	1,000円			
第2会議室	午前	1,000円			
	午後	1,350円			
	夜間	1,550円			
陸上競技場		1時間	5,400円	1時間につき 一般 100円 学生、生徒、児童 50円	
補助陸上競技場 (運動広場)	陸上競技のための使用		1時間	1,200円	1時間につき 一般 100円 学生、生徒、児童 50円
	その他 の 使用	全面使用	1時間	2,500円	
		2分の1面使用	1時間	1,250円	
	野球場		1時間	3,600円	
テニスコート		1面1時間	900円		
橘公園	軟式野球場		1時間	2,800円	
小田南公園	軟式野球場		1時間	3,600円	
西向島公園	軟式野球場		1時間	1,200円	
猪名川公園	軟式野球場		1時間	1,200円	
	テニスコート		1面1時間	700円	

芦原公園	市民プール	50メートルプール	午前	57,000円	1回につき 一般、学生 400円 生徒 200円 児童、幼児(4歳未満の者を除く。) 100円
			午後	96,000円	
			夜間	96,000円	
			半日(前)	153,000円	
			半日(後)	192,000円	
			終日	249,000円	
		25メートルプール	午前	38,000円	
			午後	62,000円	
			夜間	62,000円	
			半日(前)	100,000円	
		半日(後)	124,000円		
		終日	162,000円		
北雁替公園	市民プール				1回につき 一般、学生 300円 生徒 160円 児童、幼児(4歳未満の者を除く。) 80円
尼崎城址公園	尼崎城天守				1回につき 一般、学生 500円 生徒、児童 250円

摘要

- 1 日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日における専用使用料(研修室、第1会議室及び第2会議室に係る専用使用料を除く。)の額は、専用使用料の欄に掲げる額の1.2倍に相当する額とする。
- 2 「午前」とは午前9時から午後0時までを、「午後」とは午後1時から午後4時(総合体育館にあっては、午後5時)までを、「夜間」とは午後5時から午後8時まで(総合体育館にあっては、午後6時から午後9時まで)を、「半日(前)」とは午前9時から午後4時まで、「半日(後)」とは午後1時から午後8時までを、「終日」とは午前9時から午後8時(総合体育館にあっては、午後9時)までをいう。
- 3 メイン・アリーナ及びサブ・アリーナを午前9時以前に利用する場合の1時間当たりの使用料の額は午前1時間の使用料の額と同額と、午後0時から午後1時まで利用する場合の使用料の額は午後1時間の使用料の額と同額と、午後5時から午後6時まで及び午後9時以後に利用する場合の1時間当たりの使用料の額は夜間1時間の使用料の額と同額とする。
- 4 メイン・アリーナ及びサブ・アリーナを準備又は後片付けのために利用する場合の1時間当たりの使用料の額は、この表の右欄に掲げる1時間当たりの額のうちその利用の時間帯に係るものの2分の1に相当する額とする。
- 5 本市内に住所を有しない者(本市内に存する学校等に通学し、又は本市内に勤務場所を有する者を除く。)(法人にあっては本市内に事務所又は事業所を有しない者、その他の団体にあっては市長が別に定めるもの)がこの表に掲げる有料公園施設(市民プール及び尼崎城天守を除く。)を利用する場合の使用料の額は、第7条第1項の許可を受けた利用時間等及びこれに係る同表の右欄に掲げる額で算定された額に100分の150を乗じて得た額とする。

(イ) 営利又は営業を目的とはしないが、入場料を徴収する場合 (ア)の表に定め

る専用使用料の額の3倍に相当する額に入場料の額(その額が2以上あるときは、そのうちの最高額とする。以下同じ。)の100人分に相当する額を加算した額

(ウ) 営利又は営業を目的とする場合 (ア)の表に定める専用使用料の額の5倍に相当する額に入場料の額の150人分に相当する額を加算した額

イ 有料公園施設(分区園に限る。)の使用料

公園名	使用料	
	単位	金額
西武庫公園	1区画につき1年	6,800円

ウ 付属設備(駐車場を除く。)の使用料

公園名	施設の名称	付属設備の種別等	使用料		
			単位	金額	
記念公園	総合体育館	メイン・アリーナ冷暖房設備	1時間	13,000円	
		サブ・アリーナ冷暖房設備	1時間	2,000円	
		仮設ステージ	一式1回	3,150円	
		格技室冷暖房設備	全面使用	1時間	500円
			2分の1面使用	1時間	250円
	陸上競技場	夜間照明設備	全灯30分		5,500円
			2分の1灯30分		2,800円
			3分の1灯30分		1,900円
			個人利用1人30分		150円
			写真判定装置	一式1回	10,000円
		補助陸上競技場(運動広場)	夜間照明設備	30分	600円
	野球場	夜間照明設備	30分	1,300円	
テニスコート	夜間照明設備	1面30分	100円		
橘公園	軟式野球場	夜間照明設備	30分	1,300円	
小田南公園	軟式野球場	夜間照明設備	30分	1,700円	
		その他規則で定める付属設備	1件1回又は1件1時間につき1,000円以内で規則で定める額		

エ 付属設備(駐車場(小田南公園に係るものを除く。)に限る。)の使用料

公園名	駐車時間	金額(1回1台につき)	
		大型自動車以外の車両	大型自動車
記念公園 元浜緑地 西武庫公園	30分未満	100円	200円
	30分以上1時間未満	200円	400円
	1時間以上1時間30分未満	300円	600円
	1時間30分以上2時間未満	400円	800円
	2時間以上6時間未満	500円	1,000円
	6時間以上7時間未満	600円	1,200円
	7時間以上8時間未満	700円	1,400円
	8時間以上	800円	1,600円

尼崎城址公園	30分未満	200円
	30分以上1時間未満	400円
	1時間以上1時間30分未満	600円
	1時間30分以上2時間未満	800円
	2時間以上2時間30分未満	1,000円
	2時間30分以上	1,200円

備考

- 1 「駐車時間」とは、車両を駐車場に入庫させた時刻(以下「入庫時刻」という。)からその入庫させた車両を駐車場から出庫させた時刻(以下「出庫時刻」という。)までの時間(2日以上にわたり駐車場を利用した場合は、車両を駐車場に入庫させた日にあつては入庫時刻から午後12時までの時間、その入庫させた車両を駐車場から出庫させた日にあつては午前0時から出庫時刻までの時間、これらの日以外の日にあつてはそれぞれ午前0時から午後12時までの時間のそれぞれの時間)をいう。
  - 2 「大型自動車以外の車両」とは、普通自動車等(大型自動車を除く。)をいう。
- オ 付属設備(駐車場(小田南公園に係るものに限る。))に限る。)の使用料

区分	金額(1回1台につき)	
	大型自動車以外の車両	大型自動車
通常日	駐車時間15分につき100円(その合計額が1,200円を超える場合にあつては、1,200円)	1日につき2,400円
特定日	駐車時間10分につき300円	

摘要 金額の算定方法については、市長が別に定める。

備考

- 1 「通常日」とは、備考2に規定する特定日以外の日をいう。
- 2 「特定日」とは、小田南公園の利用状況等を参酌して市長が指定する日をいう。
- 3 「大型自動車以外の車両」とは、普通自動車等(大型自動車を除く。)をいう。